

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 3 月 3 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、令和 6 年 7 月 16 日付で公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」のうち、「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」という。）における「外国取引」の定義に関する見直し提案について「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討の結果として、協会員が顧客から受注した外国証券の売買注文を外国証券業者に取次ぎ、当該外国証券業者を相手方として執行する取引について、投資家保護上必要な措置を講じたうえで、外国証券規則上の「外国取引」に含まれるよう、外国証券規則の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 定義

外国の金融商品市場に売買注文を取次ぐ取引に加え、外国証券業者に売買注文を取次ぐ取引についても「外国取引」に含まれるよう改正を行う。

（第 2 条第 1 項第 18 号）

2. 外国証券業者において執行する取引

①協会員は、外国証券業者において執行する方法により外国証券について顧客の売買注文の外国取引の取次ぎを行う場合、執行地の法令等に従い外国の取引所金融商品市場等における取引価格と連動した価格により取引が執行される措置等により取引公正性の確保措置が取られていることを確認するものとする。

（第 7 条の 2 第 1 項）

②協会員が①の方法により外国取引を行う際に顧客に対し説明しなければならない事項を定める。

（第 7 条の 2 第 2 項）

3. その他所要の改正

その他、所要の改正を行う。

（第 7 条第 1 項柱書）

III. 施行の時期

この改正は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。

○ 本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-6665-6772）

以 上

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 3 月 3 日
(下 線 部 分 改 正)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～17 (現行どおり) 18 外国取引 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引（<u>国内において執行する取引を除く。</u>）及び外国証券の公開買付け（不特定かつ多数の者に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を行い、外国の金融商品市場外で外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けを行うことをいう。以下同じ。）に対する売付けを取り次ぐ取引をいう。 19～23 (現行どおり) 2 (現行どおり) (対象証券) 第 7 条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（適格機関投資家及び第 5 項に定める事業会社等を除く。以下この条から第 8 条までにおいて同じ。）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。ただし、外国証	(定 義) 第 2 条 (同 左) 1～17 (省 略) 18 外国取引 外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を<u>外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）</u>への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引及び外国証券の公開買付け（不特定かつ多数の者に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を行い、外国の金融商品市場外で外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けを行うことをいう。以下同じ。）に対する売付けを取り次ぐ取引をいう。 19～23 (省 略) 2 (省 略) (対象証券) 第 7 条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（適格機関投資家及び第 5 項に定める事業会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。ただし、外国証券売出し

新	旧
券売出し又は私売出し（金商法第2条第4項第2号ロ及びハに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する場合及び海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。 1～5 （ 現行どおり ） 2～5 （ 現行どおり ） （外国証券業者において執行する取引） 第7条の2 協会員は、外国証券業者（金商法第58条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。）において<u>執行する方法（外国の金融商品市場において執行する方法を除く。）により、第7条第1項第1号前段の外国証券について、顧客の売買注文の外国取引の取次ぎを行うときは、執行地の法令等に従い外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場における取引価格と連動した価格により取引が執行される措置又はその他の措置により取引公正性の確保措置が取られていることを確認するものとする。</u> 2 協会員は、<u>前項の方法により外国取引を行うときは、顧客に対し次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。</u> 1 <u>執行先の外国証券業者の名称</u> 2 <u>執行先の外国証券業者における取引価格の決定方法に関する事項</u> 3 <u>その他投資者保護上必要と認める事項</u> 付 則 この改正は、令和7年3月3日から施行する。	又は私売出し（金商法第2条第4項第2号ロ及びハに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する場合及び海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。 1～5 （ 省 略 ） 2～5 （ 省 略 ） （ 新 設 ）